

保護者の皆様へ

川崎市子ども未来局保育事業部保育第2課長

緊急事態宣言下における本市病児・病後児保育事業について

令和3年7月30日に政府から緊急事態宣言が発出されたことに伴い「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」を発出いたしました。さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、感染拡大防止を図るため、本市は、保育所等の利用にあたり、可能な限りの登園自粛を要請しているところです。

この度、病児保育事業につきましても、ご利用を自粛していただくとともに、施設の感染症対策を充実し、施設の運営を維持するため、受け入れ基準を次のとおり変更しますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 受け入れ基準（変更後）

- (1) 上気道炎様症状（かぜ症状）を示す乳幼児でインフルエンザ、溶連菌、RSウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、水痘、おたふくかぜ等診断名が確定している場合は、利用できます（陰性結果は、不要です）。
- (2) 発熱等のかぜ症状のある児童で、主治医指示書の記入時点から5日以内に37.5℃以上の発熱があった場合には、医療機関で検査（※）をしていただき、陰性の場合には利用できます（検査は公費、診察は保険診療となります）。

なお、この場合、主治医指示書の「その他」欄に、検体採取時間と結果が記入されていることが必要です。（例：8月14日14時 抗原検査 陰性）

また、上記の検査が受診できなかった場合、病児保育施設（エンゼル川崎、中原、宮前、麻生）においては、利用当日入室前に施設が指定する嘱託医療機関の抗原検査を受けることができ、陰性の場合には、利用できます。

- ※直近24時間以内に検体採取した抗原定性検査、
または直近72時間以内に検体採取したPCR検査

- (3) 児童または児童と同居する家族等が濃厚接触者になった場合は、ご利用できません。また、児童が入所している施設が新型コロナウイルス陽性者の発生に伴い臨時休園している場合、休園期間中はご利用できません。

2 期間

令和3年8月23日（月）～ 緊急事態宣言期間終了まで